

平成 28 年 10 月 18 日

各 位

藤 枝 税 務 署 長
(官 印 省 略)

新設法人説明会の開催について（連絡）

平素は、税務行政につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
皆様におかれましては、新たに会社を設立され、何かとお忙しい毎日をお過ごしのこと
と存じます。

さて、ご承知のとおり、法人の事業活動には、会計帳簿の作成や帳簿書類の保存だけで
なく、税務申告や納税が必要となります。

藤枝税務署では、法人税、消費税、印紙税及び源泉所得税の基本的な事項についてご理
解いただくため、下記のとおり説明会を開催いたします。

つきましては、ご多忙中誠に恐縮ではございますが、趣旨をご理解いただき、ご出席い
ただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 開催日時
平成 28 年 11 月 11 日（金） 午後 1 時 30 分から午後 3 時まで
- 2 開催場所
藤枝市生涯学習センター（藤枝市茶町 1-5-5）
第 2 会議室
- 3 説明事項
 - （1）法人税の基本的事項
 - （2）源泉徴収の仕方
 - （3）消費税の仕組みと手続
 - （4）印紙税の基本的事項

（注）説明会当日は、筆記用具をご持参ください。

《問合せ先》 藤枝税務署 法人課税第一部門 (担当)鈴木 栄治 TEL054-641-0827(直通)
--

※この文書による行政指導の責任者は、藤枝税務署長です。

※この説明会は、公益社団法人藤枝法人会と共同開催しています。